時事新報

第千二百十七號

明治十九年三月八日　月曜日
丙戌二月三日（丁卯）

日出午前六時二十三分　日入午後六時零分
月出午前七時三十三分　月入午後八時零九分
滿潮午前七時十八分　午後七時三十四分

（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報購讀料御拂込被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ遞送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其新報代價ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御遞送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ肩ニ（何月何日）ト記入仕置候間御覽可被成下候遞ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報遞送仕候ト申ス事ニ候

○新報代價又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレバ（東京郵便本局）ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候

○時事新報御購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の內へ御申越被成下度左候へは代價並遞送料を申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

朝鮮事情（一昨日の續）

又日本人中には金玉均の餘黨今尙ほ朝鮮政府中に殘り居るものゝ如く思ふ者あれどもこれは大なる間違なり抑も金玉均が明治十七年十二月に事を擧げたる其結果として遂に日本支那朝鮮三箇國に關係の一大事を惹起したり唯其結果丈けを見れば金玉均の事を擧げたる最初の仕組も餘程大造なるものゝ如く思はるれども其實金玉均が事を擧げたる當時の黨與とては僅かに四五人に過ぎず其外曾て日本に留學したる生徒等幷に召使ひの奴僕までを合して七十人に足らざりしなりこれ小勢にて大事を擧げたることなれば始終權謀術數を運らして他人の權勢を利用し破綻を防ぐと勉めたり事敗るゝに及んで數名の黨與或は死し或は遁れて一人も殘る者なし七十人の隨從者中にも死したる者多く倘は存命して國に在る者は社會に對し甚だ無力なる人々のみあり加之金玉均は當時多くの人を殺したるが上に兼て朝鮮下等人民に嫌忌せらるゝ日本人等と何か關係ありたりとの評判を立てられたるを以て今日と爲りては上下擧りて金玉均を惡まざる者なく腹心の黨與など稱すべき者とて一人もなきなり又金玉均が三日天下の時當時支那に幽囚せられ居たる大院君を迎へ還その議を發したるを以て大院君黨は大にこれを德とし今に至るまで金玉均を喜ぶ者多しとの風說專ら日本人中に流行すれども朝鮮人中には官民共に絕えて左樣の說を作す者なし小生も度々朝鮮人に對して此事を質問したれども一向に知る人なく多くは左樣の話は始めて承りたりとて驚く者のみなり京城人にして既に斯の如し所謂大院君黨と稱する者は皆田舍に居る人なり爭で田舍人にして斯る事を知る者あらんや既に其事を知らざれば爭で又金玉均を德としこれに心を寄する者あらんや此風說は言ふ所恐らくは臆ならん併しながら何か別に偶然の事情ありて大院君黨が金玉均を慕ふは實事なりとせんか左るにても金玉均の身に取りて何も利する所あるべし何となれば大院君黨と稱する者は實に無力の一派にして殆んど影も形もなき程のものなれば唯大院君の未だ支那より歸り來らざる前には人民中現政府に對して不平を抱く者は大院君の歸國を待てこれを戴き爲すことあらんとする狀態ありしといへども既に歸國せし後は忽ち閔氏一族の權勢に壓倒せられて手も足も出すこと能はず大院君及び其親友數名は別居孤棲して一切外人と通ずることを許されず以來人民も亦大院君を戴くなどの事とて到底行はれざる事と觀念したるが如し且つ大院君とても老衰世事に望なかるものとせん全く愛に論ずるの用なし或は倘ほ一度閔氏を倒すの志望ある者とせんか君は何爲ぞ昔日の如き攘夷論を唱へて人望を繼ぐの工風を求めざるや在昔君が攝政十年の間に人望を失ひ盡し遂に閔氏の爲めに政權を奪はれたりといへども倘は能く明治十五年の乱を煽動せるの力ありし所以は唯君が大に攘夷論を唱へて閔氏の洋狂を國中に吹聽したるが爲めのみ今日にても所謂大院君黨と稱するものは忠淸道全羅道地方に在る南人黨即ち攘夷黨の事と云ふあり然るに去年君が支那より歸國するや君子豹變攘夷主義を廢して開明主義を主張し各國公使等と親密に往來するなど一見南人黨をして失望落膽せしめ遂に君を見棄るに至らしめたり君にして若し大望あらば何ぞ一たび志を得るの後に變說せざるや今更君の一身の爲めに謀りて遺憾至極の事と云はざるを得ず蓋し朝鮮人民は秩序なく定見なく一人起て乱と唱ふれば萬人これに應ずること響の聲に於けるが如き性質なれども必ず英雄の倡導を待て運動し一人自から事を企るは氣力ある者なし平日は何程に壓制虐待に遇ふとも耐忍謹愼して決して動搖不平の色を現はさ者なし明治十五年及び十七年兩度の變乱に徵して明かなりこれと見るべし小生れ所見にては今後若し事を擧ぐる者あらば其首唱者は大院君にあらず京城の士人にあらず恐らくば地方の士人ならんとの見込なり

閔氏の一族即ち現今の朝鮮政府が大に勢力ある次第を記さんに今より七八年以前に大院君を押込めて其政權を奪ひしも閔氏なり明治十五年及び十七年兩度の變乱を鎭めて遂に其政權を失はざりしも閔氏なり今の權柄を握る者も亦閔氏なり斯く閔氏は始終無上の權勢ありといへども同族中常に相害からず近時の例を擧げんに閔泳翊閔應植互に相容れず去年の夏閔泳翊支那に赴くの後に及んで閔應植始めて勢道（事實上執權）と爲れり然るに又爰に明治十五年の乱に大院君の爲めに殺されたる閔謙鎬の嫡子に閔泳煥といふ人あり本年廿六歲の若者なり頃日閔應植と勢道を爭ひて今はこれに抗するの實力あり斯の如く閔氏は外は外國の交際を維持し內は衆人の不平を鎭壓するの地位に在れども一族中相和せずして互に政權を爭ひ甲の政策は乙これを妨げ乙の政策は丙これを妨げ明治十七年金玉均の變乱以來既に一年餘の日月を閲したれども未だ政治上に一事の改革と爲すべき社會に對して一事開明の進路を示したることなし是れ即ち風聲鶴唳に驚かされ支那人に瞞着せられ不外聞とし知りながらも身を大國に托して自から一時の安を偸む所以なり左れば今朝鮮國內には政事上の黨與なくして閔氏を制衡し或いはこれに代はらんとする程の憂患なきがゆゑ自然閔氏も同族の嫉妬喧嘩に日を暮らして絕て政事上の改良に意を用ることなく國步の艱難を憂ることなし世の朝鮮の事を論ずる者動もすれば國內に政事上の黨與あるが如く思ひ又これがために內乱の起らんことを心配する者あれども全く朝鮮の事情に不案內なる者の臆測なり今の儘に閔氏の一族が政權を握り因循姑息斷然の所置なく今は支那に依り後は魯西亞に賴り幾年の後遂に東洋亡國の仲間に加入せんとするに在るのみ實に氣の毒の至りなり（畢）

官報

○勅令第二號（前號ノ續キ）

○第十三條　兵員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、准士官下士卒（准將校課ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク以下同シ）ノ任官增俸進級敍勳轉官免官免役再役其他身分ニ關スル事項　二、下士卒ノ教育試驗及演習ニ關スル事項　三、練習艦屯營ノ教則教務ニ關スル事項　四、掌砲兵水雷兵運用術教員ニ關スル事項　五、操練書及下士卒ノ教授書ニ關スル事項　六、准士官ノ名簿履歷ヲ整頓シ及准士官下士卒ノ定員現員ヲ調査スル事　七、准士官ノ停年名簿ヲ調整スル事　八、徵兵募兵ノ諸制規及之ニ關スル事項　九、豫備兵後備兵ニ關スル事項　十、下士採用ニ關スル事項　十一、善行章ニ關スル事項　十二、艦船營定員表ニ關スル事項　十三、艦內兵員部署表ニ關スル事項　十四、准士官下士卒ノ進退黜陟增減ニ關スル報告統計ヲ整理スル事○第十四條　法規課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、軍紀風紀ニ關スル事項　二、刑法治罪法懲罰令監獄則及刑事民事ニ關スル事項　三、官制職制及艦營校舍ノ規則ニ關スル事項　四、敍勳進級免黜恩給ノ諸制規ニ關スル事項　五、戒嚴令徵發令ニ關スル事項　六、[illegible]ニ關スル事項　七、儀式禮典ニ關スル事項　八、理事ニ關スル事項　九、軍人ノ兇黜及軍人軍屬ノ褒賞恩給刑罰ニ關スル事項　十、海上交際條規ニ關スル事項　十一、外國人雇入條約及雇外國人ニ關スル事項　十二、褒賞恩給刑罰ニ關スル報告統計ヲ整理スル事○第十五條　艦政局ニ兵器課造船課機關課艤裝課需品課海運課及建築課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム○第十六條　兵器課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、兵器彈藥及其屬具ノ製造改造計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項　二、艦船兵裝ノ計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項　三、兵器彈藥及其屬具ノ數額及其配備ニ關スル事項　四、兵器彈藥及其屬具ノ戰時供給ニ關スル事項　五、兵器彈藥及其屬具ノ經費豫算ニ關スル事項　六、兵器彈藥及其屬具ノ試驗ニ關スル事項　七、兵器彈藥及其屬具取扱ニ關スル訓令規則ヲ立案又ハ調査スル事　八、兵器彈藥及其屬具ノ保存期限及保存方法ニ關スル事項　九、兵器製造所火藥製造所ノ工場及工業ニ關スル事項　十、武庫火藥庫ノ構造設置及存廢ニ關スル事　十一、兵器明細簿及大砲履歷簿ヲ整頓スル事　十二、兵器彈藥及其屬具ニ關スル報告統計ヲ整理スル事○第十七條　造船課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、艦船體及其屬具ノ製造改造計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項　二、艦船體及其屬具ノ造修費豫算ニ關スル事項　三、造修費豫算ヲ統計スル事　四、艦船ノ性質ニ關スル報告ヲ調査スル事　五、艦船體及其屬具ノ保存期限及保存方法ニ關スル事項　六、艦船體ノ定期總檢查及新製改造艦船ノ檢查ニ關スル事項　七、艦船及其製造材料ノ試驗ニ關スル事項　八、艦船ノ新製改造及存廢ニ關スル事項　九、造修船所ノ工場及工業ニ關スル事項　十、艦船明

細簿及艦船表ヲ整
艦船一般ノ
事○第十八條　機關
機關及其屬具製造改
スル事項　二、機關
項　三、機關ノ性質
機關及其屬具ノ保存
機關保持ニ關スル
六、機關ノ定期總
ル事項　七、機關及
八、機關ノ新製改造
ノ工場及工業ニ關ス
ル事　十一、機關及
ヲ整理スル事○第十
掌ル　一、艦船ノ艤
附屬具及需用品ノ品
ノ艤裝附屬具及需用
四、新製艦船ノ艤
理スル事○第二十條
一、機關長掌砲長
營ノ附屬具及需用品
二、前項諸物品ノ
諸物品ノ戰時供給ニ
備ニ關スル事項　五
方法ニ關スル事項
品ニ關スル事項　七
事項　八、各國ノ艤
九、第一項ノ諸物品
スル事○第二十一條
一、戰時事變又ハ
事項　二、兵馬軍須
兵馬軍須ノ運輸ニ關
船舶徵發ニ關スル
八員ヲ調査スル事
スル事　七、萬國
ル事項○第二十二條
一、船渠船臺
ニ關スル事項　二、
三、海軍所屬ノ地
軍所屬ノ土地家屋
管ノ營繕費豫算ニ關
費用ニ關スル統計報
計局ハ通則ニ揭ク
ノ豫算決算糧食被服
十四條　會計局ニ監
ヲ置キ其事務ヲ分掌
依ヲス○第二十五條
ル所ニ依ル○第二十
掌ル　一、海軍一般
ル事項
科調整ニ關スル事項
算出納ノ諸制規ニ關
式ニ關スル事項
海軍財產調査ニ關
ニ關スル報告統計ニ關
ニ於テハ左ノ事務ヲ
關スル事項　二、准
造費其他各官廳ニ
事項　四、造修船費
服費軍人糧食費ノ
品費ノ出納ニ關スル
六項ノ收支金決算
事項　九、出納簿
八條　艦費課ニ於
員ノ體給雜給及旅費
艦船營廳修繕費ノ豫
諸費ノ報告書整理及
ノ要求書ヲ調査スル
管守スル事○第二十
掌ル　一、體給日
二、下士卒ノ被服
給與ニ關スル事項